札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月版）」を一部改定し、令和 7 年（2025 年） 11 月 1 日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

（改定後）令和７年 10 月版一部改定

３　品質管理基準　１０　下層路盤

10　下層路盤

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			骨材の洗い試験	付表４－４による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法　道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1.000m3 及びその端数毎に 1 回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道部　最大乾燥密度の 85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X 3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X 3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X 3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X 3 が規格値を満足していなければならないが、X 3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X 6 が規格値を満足していればよい。X 6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X 6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。) ・87 ページ参照	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2 につき 2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	

（旧）令和７年 10 月版

３　品質管理基準　１０　下層路盤

10　下層路盤

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			骨材の洗い試験	付表４－４による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法　道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1.000m3 及びその端数毎に 1 回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道部　最大乾燥密度の 85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X 3 の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X 3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X 3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X 3 が規格値を満足していなければならないが、X 3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X 6 が規格値を満足していればよい。X 6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X 6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2 につき 2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	

備考	解説の参照を追加

（改定後）令和 7 年 10 月版一部改定

３　品質管理基準　１２　アスファルト舗装

12　アスファルト舗装

12　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	プラント	必須	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2 回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			粒度（75μm フルイ）	同上	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量　±0.9%以内	同上	同上	○
			温度測定(アスファルト･骨材･混合物)	JIS　Z　8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1　表-2 による。	表-1　表-2 による。		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部　基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道部　基準密度の 90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値Ｘ3 が規格値を満足していなければならないが、Ｘ3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 Ｘ6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） ・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・88 ページ参照。	

（旧）令和 7 年 10 月版

３　品質管理基準　１２　アスファルト舗装

12　アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	プラント	必須	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2 回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			粒度（75μm フルイ）	同上	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量　±0.9%以内	同上	同上	○
			温度測定(アスファルト･骨材･混合物)	JIS　Z　8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1　表-2 による。	表-1　表-2 による。		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部　基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道部　基準密度の 90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値Ｘ3 が規格値を満足していなければならないが、Ｘ3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 Ｘ6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） ・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

備考	解説の参照を追加

（改定後）令和７年 10 月版一部改定

３　品質管理基準　26　凍上抑制層

26　凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26　凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			骨材の洗い試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰洗い試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法道路土工排水指針 JHS112	設計図書による	1000m3 に１回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表４	90％以上	500m3 に１回の割合で行う。 （1 回は 1 穴の試験である） ただし、1,500ｍ3 未満の工事は１工事あたり３回以上。	88 ページ参照。	
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m3 に１回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表４	設計図書による	500m3 に１回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表４	火山灰 D=6.0cm 以下 砂（シルト分２％未満）D=9.7cm 以下 砂（シルト分２％以上）D=8.3cm 以下	500m3 につき１回の割合で行う。１回の測定個数は 10 個とし、上限、下限の各２個を取り除き６個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることができない場合に適用する。なお、試験施工により D 値を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		コーン指数が 15kg/cm2 以下又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は工事監督員と協議の上、コーン指数の測定（1,000 ㎡に２回）を行う。		

（旧）令和７年 10 月版

３　品質管理基準　26　凍上抑制層

26　凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26　凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			骨材の洗い試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰洗い試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表４	設計図書による	採取地毎に１回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法道路土工排水指針 JHS112	設計図書による	1000m3 に１回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表４	90％以上	500m3 に１回の割合で行う。 （1 回は 1 穴の試験である）		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m3 に１回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表４	設計図書による	500m3 に１回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表４	火山灰 D=6.0cm 以下 砂（シルト分２％未満）D=9.7cm 以下 砂（シルト分２％以上）D=8.3cm 以下	500m3 につき１回の割合で行う。１回の測定個数は 10 個とし、上限、下限の各２個を取り除き６個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることができない場合に適用する。なお、試験施工により D 値を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		コーン指数が 15kg/cm2 以下又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は工事監督員と協議の上、コーン指数の測定（1,000 ㎡に２回）を行う。		

備考	**表現の統一**

（改定後）令和７年 10 月版一部改定

３　品質管理基準

品質管理基準（土木）解説

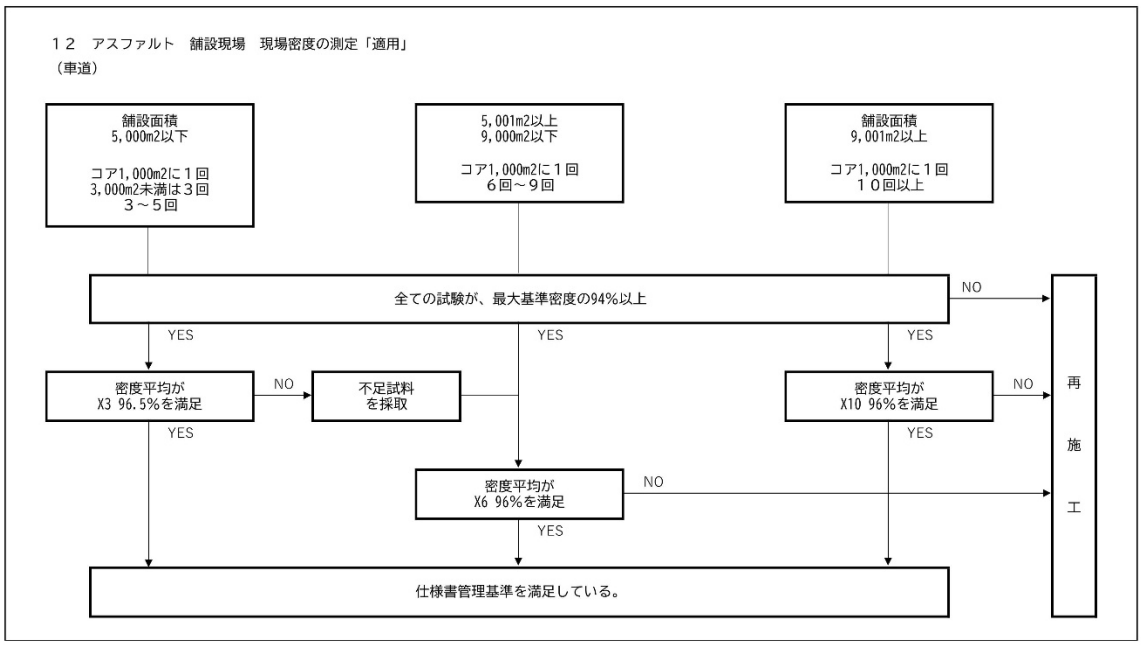

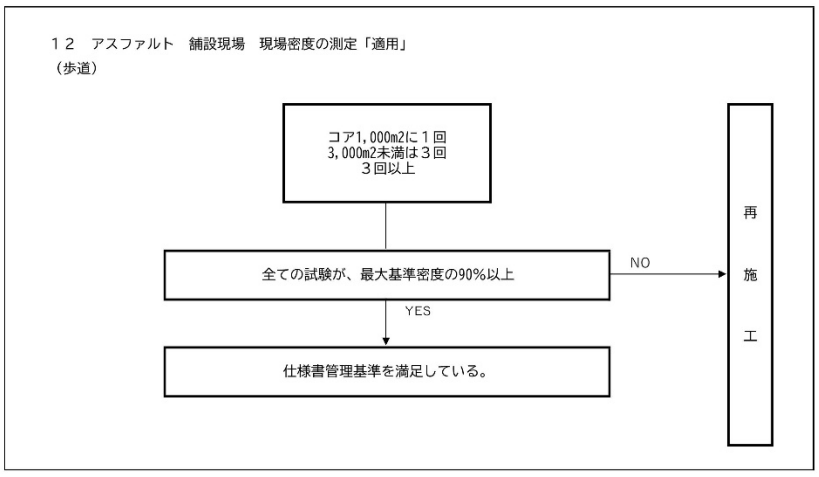

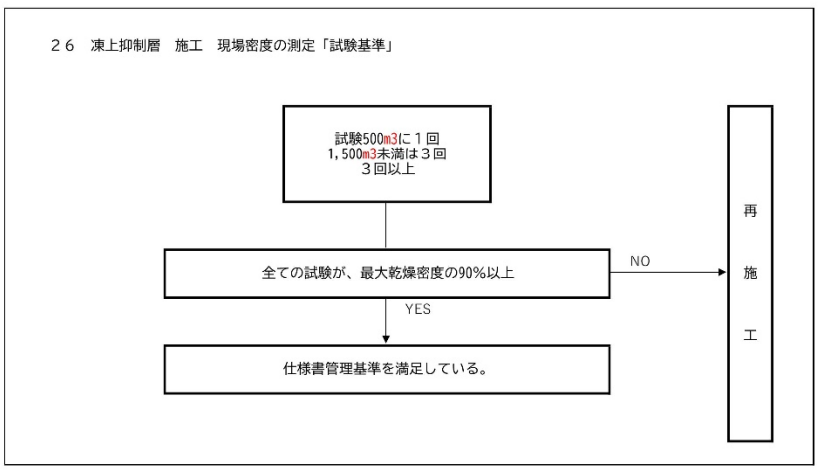

（旧）令和７年 10 月版

３　品質管理基準

品質管理基準（土木）解説

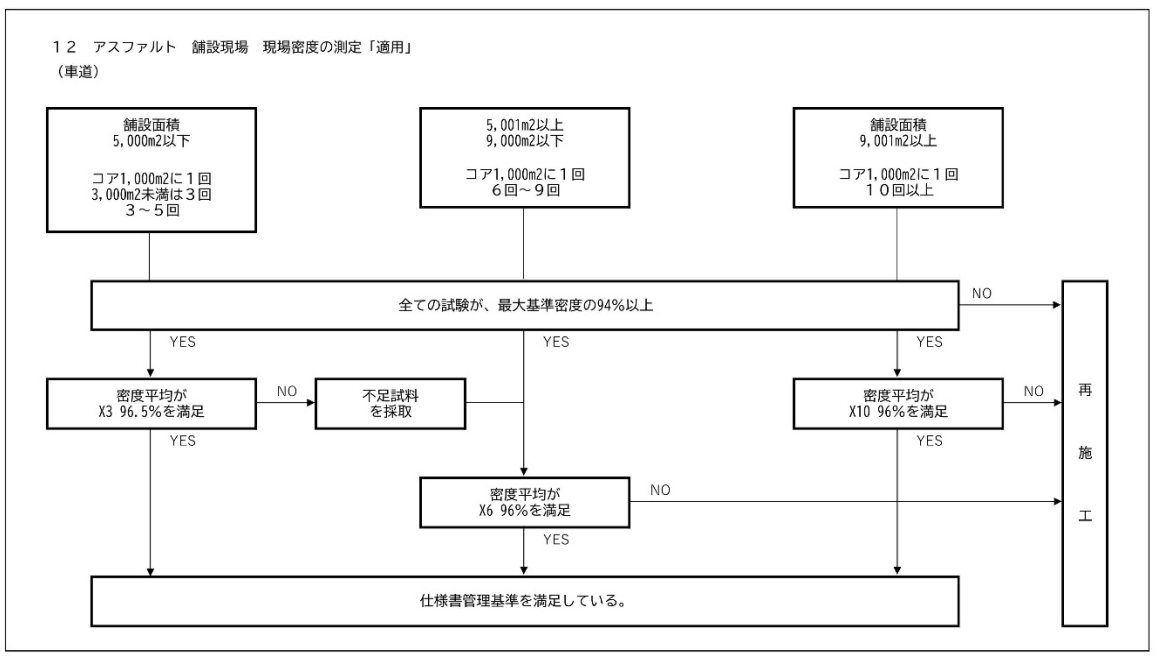

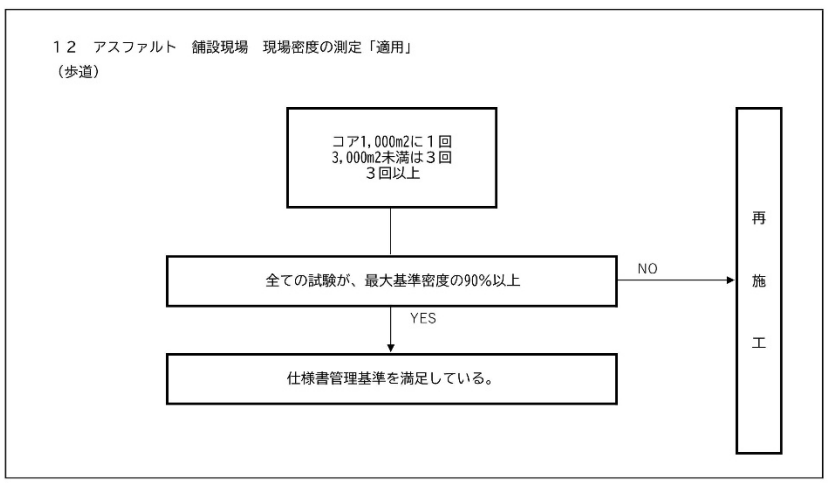

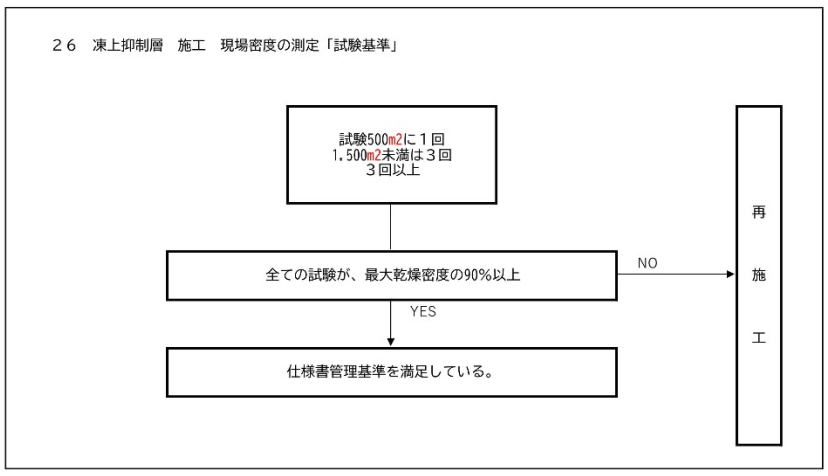

備考	誤植の修正